

第7回農業災害補償制度検討会 議事録

平成14年11月15日(金)

農林水産省特別共用会議室

保険課長 定刻がまいりましたので、ただ今から、第7回農業災害補償制度検討会を開催いたします。委員の出欠の状況ですが、本日、委員、委員、委員、委員の4名の方が所用により御欠席でございます。配布してあります資料の確認をさせていただきます。資料1として「第7回農業災害補償制度検討会会議次第」、資料2として、横紙でございますが「農業災害補償制度検討会における検討項目及び検討の取りまとめ骨子(案)」、資料3が「農業災害補償制度検討会の取りまとめ(案)」、資料4が「農業災害補償制度検討会スケジュール(案)」、その次に委員名簿が付いておりますが、その他参考資料でいつも付けておりますが、参考1として、「農業災害補償制度検討の視点」、参考2として「農業災害補償制度の現状」を本日お配りしております。御確認いただきたいと思っております。それでは、検討会を始めさせていただきますが、開催に先立ちまして、一言、経営局の林審議官からごあいさつ申し上げます。

林審議官 経営局担当審議官の林でございます。委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。早いもので、この検討会がスタートいたしまして、昨年の11月から、ちょうど丸一年でございます。現地検討会も含めまして委員の皆様方におかれましては、お仕事がお忙しい中、時間を割いていただきまして、この検討会に御参加いただいて、御議論を賜りましたことに対しまして、改めて厚く御礼申し上げたいと思っております。お陰様をもちまして、この検討会における議論も、岸座長の下で委員の方々の積極的な御発言の中で、現在の農災制度の抱えている課題と申しましょうか、ニーズがいかなるところにあるかということについての、大方の議論が収れんに向かいつつあるというように、私ども受け止めさせていただいております。そういった中での第7回目の検討会でございますので、本来ならば、経営局長も参りましてお話を伺うところでございますけれども、実は、臨時国会が開かれておりまして、私どもの関係の法案が2本、今日、審議されております。また、この隣の会議室では、米の生産調整研究会が朝から開かれておりますし、予算、税制の詰めが始まっております。そういった中で、経営局長はどうしても冒頭からの出席はできないということでございます。私も、途中で中座させていただくということがあろうかと思っておりますが、その点、御容赦いただきたいと思っております。いずれにいたしましても、本日、相当、議論が大きな山場と言いますか、まとめの段階に入ると思っておりますけれども、どうか本日も、委員の皆様方の忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

保険課長 それでは、岸座長よろしくお願いいたします。

座長 皆様、年末のお忙しい中、よくおいでくださいましてありがとうございます。それでは、早速、議事に入りたいと思います。その前に、一言、申し上げておきたいことがございます。今後、最終的な取りまとめにつきまして、今日、これから御説明をいただきますが、取りまとめ（案）ができておりまして、論点が若干残っておりますけれども、各委員の意見がかなり一致してきていると認識をしております。もちろん今日の議論の結果にもよりますが、結果次第では、この検討会そのものは、今日で終わるということにして、最後に若干手直しがあると思います。後ほどその点を御相談したいと思っておりますので、その点をお含み置きいただきながら、活発に御議論いただきたいと思っております。それでは、事務局から、取りまとめの方向について御説明をいただきたいと思っております。

保険課長 それでは、取りまとめの方向につきまして、御説明させていただきます。資料2を御覧いただきたいと思っております。前回、お話ししましたが、今回はこれまで各項目を御議論いただいてきておりまして、報告を取りまとめるという段階で、どのような整理をするかということをもとめて、整理表を出しますとお話していたところです。これが一応整理した資料でございます。冒頭に書いてありますが、以下は農業災害補償制度検討会委員の意見及び農家等の要望を踏まえ、検討した結果を取りまとめたものです。検討会での取りまとめとして、今後、農林水産省に提示していただき、農林水産省としては、この取りまとめを参考として、今後とも農業災害補償制度がその機能を十全に発揮できるよう、農家負担、財政負担等も考慮しつつ、農業災害補償制度の見直しを行うことを期待するという事で、検討会から農林水産省に対する検討事項の取りまとめたものを要望する。そしてまた、期待するという書き方になっております。それで項目につきましては、共済事業ごとに整理をしてあります。基本的には、今まで議論してきております方向について、どのようにまとめるかということでございます。右側の備考欄に四角く法律とありますが、各項目の中で、いわゆる法律事項と言いますか、農業災害補償法を改正しなければ実施できないものを、法律で整理してあります。何も書いていないところは、予算なり運用で対応していこうということでございます。中身を御説明させていただきますが、まず、農作物共済の のところで、「引受方式及び補償割合の農家選択の拡大」でございます。案のところで一筆方式なり全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式について農家が選択をできることとしてはどうか、という検討会での方向が出たわけですが、これにつきましては、基本的にはそのような方向で、農家選択ができるように考える形での方向を提示してあります。見直すなら、法律改正事項になります。今のところでは、補償割合を下げても掛金を安くしてほしいとする声に応えるため、そのところも選択できることとしてはどうかということでございます。これは、共済団体の行ったアンケートの結果でも要望が出ていた点でございます。これについても、引き下げる形での農家選択ができるようにすべきと考え、そういう整理になっ

ております。それから、 の「水稻の品質低下に対する補償の導入」、これも農業者の方々から要望のあった事項ですが、これは全相殺方式で収穫量の把握のできる場合に限定して、品質低下に対する補償を導入してはどうかということでございます。これにつきましても各委員、現地検討会でも基本的に導入してほしいという話がありましたので、その旨、方向付けをしております。現在、果樹共済の中に全相殺品質方式というのがあります、それは法律で書いてありますので、水稻についても法律事項だと思いますが、書き方については技術的な問題があり、法律でなくても書けるのではということもありましてクエスチョンになっております。それから、 が「米の基準収穫量及び損害評価の基準となる篩目の見直し」ですが、1.7mmを1.8mmにすることで、これも要望の強い事項でございます。基本的には、運用の世界でございます。でございますが、「麦の災害収入共済方式における共済金の支払方法の見直し」でございます。これは、麦の災害収入共済方式を本格実施する。その際に類区分を設けてはどうかと、検討してまいりましたところ、基本的に類区分を入れた上で実施していただきたいという御意見がほとんどだったと認識しており、そういう整理で、類区分を導入した上で、本格実施という取りまとめ案にしております。でございますが、「当然加入制の取扱いについて」でございます。これは、検討会の中でも、現地検討会でも議論の出た点でございます。それぞれ両論があり、両論の意見を踏まえて、このような形での取りまとめとしてはいかがかということを書いてございます。当然加入制については、一つは、担い手農家による選択の拡大という観点からは農家に加入・非加入の自由選択を認める意見、他方で保険母集団の確保、全員参加を前提とした農家のボランティア的参加による引受け・損害評価を通じた安定的な事業運営の確保等のためには当然加入制が必要であるという意見の賛否両論が出され、現段階で一つの方向性を出すことは難しく、引き続き検討すべきと考える。その際に、今後の検討に当たっての配慮事項を入れてあります。として、農政における米の位置付けが変化してきていること、として、今後検討される担い手向けの経営所得安定対策との関係を整理する必要があること等の事情にも留意すべきであることと考えること。こういった留意事項を付けた上で、この検討会での結論はなかなか一致はしなかったという整理をしております。それから3ページの家畜共済関係でございます。 の「多頭飼養化等に対応した家畜共済の在り方」で、一番上のアのところ「組合の区域を超えた危険段階別共済掛金率の設定」でございますが、あまり大きな議論は出ておりません。基本的には、反対論もないので、そういう仕組みも設けるべきと整理しております。これは通知なり運用の世界でございます。それから非常に意見の出ましたのがイのところ、「新たな補償方式の導入」でございます。家畜共済の死廃事故について、一定の上限を設けたらどうかという方向での検討でございます。これにつきましては、前回、御説明いたしました、現地検討会で農家の方々から、また、共済団体の方々からも、そのままやるとなかなか制度の維持が難しいのではないかという話

が出て、それを踏まえて御議論いただいたわけですが、その議論を踏まえて、内部でも検討して若干修正しております。イの骨子の案のところを読ませていただきますが、「経営に重大な損害を及ぼす火災、自然災害、伝染病等による死廃事故以外の死廃事故について、農家ごとの過去の被害実績も加味しつつ、高被害農家に対し、共済金の支払額に一定の制限を設けるべきと考える」ということでございます。これはやはり農家の方々から、これまで飼養管理を一生懸命やってきけていても、たまたま事故は起こることがある。そういった実態面での話が色々出まして、今回、こういう制度を入れる趣旨は、高被害農家としっかりやっていて被害を少なくしている農家がかなり固定化されている状況にあるので、一般的に高被害農家の被害率を下げるような方向での見直しができないか。それが農家負担の不公平感の是正につながるのではないかと、ということで考えた措置でございます。まさに、過去、高被害を出している農家をこの対象にしてもよいのではなかろうかという整理をして、今回、過去の被害実績を加味し、その上で高被害農家に対しては、共済金の支払に制限を設けようと、こういう形に修正させていただいております。これは、現地検討会での意見を踏まえた上での修正点ということでございます。次に、ウのところですが、「事故除外方式のメニューの拡大の検討」ということで、提示されたのですが、新たなメニュー、要望等は一切なかったということで、取りまとめ案としては見出せなかったという整理をしております。それから、の「家畜共済の共済目的の追加」ですが、乳牛の子牛・胎児を追加してはどうかということでございます。もう一つは、「肉牛の胎児価額の設定方法の見直し」ということですが、これらについては、検討方向のとおり見直していくべきとして整理しております。次に、4ページでございます。果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済関係でございます。が「果樹共済及び畑作物共済の全相殺方式及び災害収入共済方式の地域指定の廃止」ということで、これについても基本的にそのような方向で対応するという整理になっております。地域指定を廃止して全相殺方式、半相殺方式のいずれかを選べるようになり引受率の向上を図るということでございます。それから、のところ、これも現地検討会、前回の検討会で議論になった点ですが、果樹共済への園地単位方式の導入でございます。春までの検討項目にはありませんでしたが、現地検討会を踏まえて検討したものでございます。前回の検討会においても導入の要望が強かったということで、今回整理しておりますのは、被害実態に応じた補償等の観点から、果樹共済に園地単位方式を導入すべきと考えるという整理をしております。このように新たに制度として対応するに当たっては関係者の方々から御意見を聞いたところでは、基本的に導入の要望はありますけれども、前回、申し上げたのですが、基本的には財政負担なり農家負担を増やす形での制度の見直しは難しいのではと思っており、そういう中で対応していくには、やはり足切割合等を考慮しなければならないと思っております。その際に、どこまでどういう形で仕組めるのかということは、今後、検討しなければいけません。いずれにしても、こういった

方向での取りまとめにしていただきましたら、その旨、制度の在り方を内部で検討して、関係の団体とも調整しながら、できるものはやっていきたいという考えになっております。そういう意味も含めまして、導入すべきとして検討会での報告をまとめさせていただいております。それから、の「果樹共済の損害評価の合理化」でございます。損害評価に青色申告を利用することができないかということを示唆しましたが、ほとんど議論が出ませんで、今後、さらに検証するという整理をしております。それから、の「大豆の一筆方式の導入」でございますが、これも、基本的に導入してよいということでしたので、導入すべきという整理をしています。それから、の「大豆の品質方式の導入」でございますが、検討の方向としても、見送るべきとして特に異論もなく、今回は見送るべきという整理をしております。それから、最後の5ページの「畑作物共済の一括加入制の在り方」でございます。これは、輪作体系と関係のない品目については、一括加入の対象から外すことにしてはどうかということですが、たまねぎ、スイートコーンといったものについては、一括加入の対象から外せるよう措置できるようにすべきという方向に整理してございます。それから が園芸施設共済ですが、の「取片付け費用の補償方式の導入について」ガラス室等が壊れたときの取り片付ける費用を補償の対象にすることで、これは現地検討会でも、委員の皆様方からも要望が強かったもので、そういう整理をしております。それから、の「多目的ネット等の共済目的への追加について」、これも特に異論はなく、要望が出されていまして、追加すべきという整理をしております。それから、の「共済掛金国庫負担対象共済金額限度額の引上げ」についても要望がありまして、限度額を引き上げるという整理をしております。それから、が前回は議論になりました「園芸施設共済への新価補償の導入」でございます。これは、元々検討会での検討項目にはなかったものですが、現地検討会での意見を踏まえ、前回の検討会で議論が出たものでございます。ここで取りまとめの骨子に書いてありますが、「農業災害補償制度による補てん対象は、共済事故に伴う共済目的の減収等とされており、現実の損失でない減価償却分まで掛金国庫負担・再保険の対象とすることは、政策的必要性に乏しいこと等から、今回の園芸施設共済への新価補償の導入は見送るべきと考える」と書いているのですが、この趣旨は、国が関与する形での共済、保険の仕組みの中で、減価償却した分まで補償対象とするのは難しいという、従来の役所の整理をしてあります。国の関与とは、掛金国庫負担、再保険を国でやってほしいという要望ですが、再保険をやるということは国の関与ということで、その部分はなかなか難しいという整理をしております。ですから、これにかからない部分、掛金国庫負担、再保険以外で純粋に任意保険として仕組むことはできないことはないと考えておりますが、任意共済については、農協との関係もあり、純粋な任意保険としてやっていくのは難しいのではないのかというのが、共済団体の現状であると聞いております。ここで書いてありますのは、国の関与としては新価補償まではできないという整理をしています。冒頭

に申しましたとおり、この報告をいただいたら、法律事項のものはこれから来年度の、次期通常国会に向けて農林水産省として法律の整理を行っていきませんが、制度全体のスタートは、16年度からと考えております。16年度実施ということになりますと、法律以外のものは基本的に来年度の予算要求を出し、財政当局との折衝を踏まえて、財政状況をみながらできるものは実現していくというようなことになるのかと思います。いずれにしましても、検討会での御報告をいただいた場合に、これを受けて、法律の改正なり予算の要求作業なり、運用の見直しの作業なりを農林水産省として進めていきたいと考えております。それから、この御報告を踏まえて法律改正の作業を行っていくときに、共済制度そのものの見直し以外に、実務的な整理も追加的に増えてくると思います。今、整理していますのは、共済組合の議決権なり選挙権の行使について、書面代理・代理人を認めるという整理であります。農協や他の農業団体との横並びで若干直す点、共済規程の書き方の整理、共済細目書の提出の仕方のような実務面や、組合の運営面のことも合わせて検討し、これらも法律事項になるのではないかと考えております。それからもう一つ、財政当局とこれから折衝をしていくことになり、この面からも色々な見直しのものが入ってくると思っておりますが、共済制度の事業の中身としては、この検討会で御議論していただいたことを受けながら実現をしていきたいと考えております。それでは、資料3を御覧いただきたいと思っております。今回の検討会では項目の整理表を議題とすることにしてはいたのですが、最終取りまとめに向けた全体の報告書がどのようなものなのか、御提示しておいた方がよいのではと思いき、とりあえず全体の報告書として作ってみたものです。ですから、これはまた御議論をいただいて見直しをしていきたいと思っております。それで全体の構成でございますが、の「農業災害補償制度検討会開催の趣旨」では、開催に至った目的などを書かせていただいております。農災制度は、国の災害対策の根幹であり、従前から重要であるということを書いた上で、その際、農業状況の変化の中で新基本法が制定され、その趣旨は効率的かつ安定的な農業経営の育成や、今回、価格政策から所得政策と申しますか、経営体に着目した支援をしようというのが大きな柱でございます。そういった点で、農業災害補償制度も見直す点があるのではないかとことから、今回、この検討会をスタートさせたということのをのところで述べております。のところで「農業災害補償制度検討会における検討結果について」、先程、御説明したとおりでございますが、7回にわたる検討会の検討経過を後のところに付けております。各共済事業ごとに、どのような方向で見直すことが適当なのか、御検討をいただいてきたところであり、その検討結果を取りまとめると、以下のとおりであるということでもとめております。取りまとめ内容は、法律改正を要する事項から、予算措置で対応すべき事項、運用の改善により実施可能な事項まで、多岐にわたっております。「農林水産省にあつては、今回の農業災害補償制度の見直しを行うに当たって、この取りまとめを参考として、今後とも農業災害補償制度がその機能を十全に発揮でき

るよう、農家負担・財政負担等も考慮しつつ、的確に対応することを期待するものである」ということで、農林水産省の今後の対応を求めるものであるという報告書になっております。それ以下の取りまとめは、基本的に資料2で御説明したものをもう少し整理して書いてあります。この検討会取りまとめ案の最後の11ページの(10)の「園芸施設共済への新価補償の導入」のところで、先程の項目の整理表については全部書いたものになっております。検討会報告書として、このように改正しない事項のものまで書き込むのかどうかについては、検討委員の皆様方の御意見を伺いながら、見直ししない項目は落とすこととしてもかまいませんが、とりあえず整理したのが(10)まででございます。その下の、「今後の農業災害補償制度の課題」と書いてあります。この項目を設けて何を書くのかは、委員の皆様方の御意見を踏まえて整理をしていきたいと思いますが、将来のことで何か書くとする、現地検討会で、「農業者の視点に立った農業共済団体の事業運営」を行ってほしいという要望、二番目に書いてあります、「経営所得安定対策との関係整理」と項目を書いてあります。この話は、当初、検討会を立ち上げたときに、経営所得安定対策がかなり動きそうでありましたので、それぞれの関係の整理についても並行的に検討を行うべきである、といった感じの時期もあったわけですが、その検討状況を見ながら整理をしてはどうかと申し上げていたわけですが、経営所得安定対策の今の現状は、隣の会場で開催されている、米の生産調整研究会で、水田営農を今後どうするのかという中で、経営所得安定対策の在り方が議論されております。去年の8月末に経営政策大綱が出ました。この中で、これからの経営所得安定対策は保険方式を基本に考え、その際に、農業共済との関係の整理も必要となるであろうという話になっておりました。ところが、それ以降の議論が実はあまり進んでいない。去年の経営政策大綱の中でも、基本的には、水田営農が我が国農業の基本であるので、水田営農の在り方と合わせてまず導入を考え、その際には、稲作経営安定対策との関係も問題になるであろうということも書いてあります。それがまさに今、米の生産調整研究会の中で議論をしておりまして、どういう形で将来の保険方式の経営所得安定対策を仕組むかについて、具体的な仕組みは、まだ筋道がたっていない実態でございます。それで一つ整理といたしますか、経営政策大綱より進んでいるとすれば、今の説明の中で、いわゆる保険方式は、米の需給について国の関与がなく、需給が安定した段階には保険方式が入れられることになっておりまして、それでは、いつ米の需給が安定するのかは、随分先の話になっており、それ以前に必要ながあれば保険方式ではなく、補助金のような仕組みで経営所得を埋めるような仕組みができないのかという話になっております。米の生産調整研究会はもっと短期的な話で、米の生産調整に対する国の関与を外すのか、外さないのかという議論、外すなら外す時までには稲経があるのですが、稲経に合わせてまた別の経営所得安定対策をやるのかという議論になっていると聞いております。そういう意味で経営所得安定対策がたくさんあるのですが、いわゆる保険方式で実施するの

は、まだ先の話ではないだろうかという感じでして、この検討会を立ち上げたときのよ
うに、早急に仕組みを検討し実現していく雰囲気ではなくなっているという印象を持っ
ております。状況は、以上のとおりでございますけれども、こういった関係のものを整
理していきたいと思えます。その他、収入保険の話など色々課題がありますが、御意見
等があれば課題として整理をしていこうと考えております。

座長 最後にお話になった経営所得安定対策の部分は、去年の11月時点の頃よりは相
当延びてきており、逆に言えば、農業共済はしっかりやらなくてはならないということ
になるのでしょうか。この問題と財政負担や農家負担は、御議論があれば後で出して
いただきたい。まず、資料の2がありますので、これは便利にできておまして、資料3と
項目が並んでいますので、適宜、対比をしながら御議論いただくとよいかと思えます。
全部やりますか。大体一致している項目は飛ばしていきましょう。2ページの5番目、
こういう取りまとめで引き続き検討する、ただし、留意事項が付いて、こういうまとめ
方でいかがでしょうか。とりあえず、まではよろしいですか。大体一致していたと思
うのですが。 委員どうぞ。

委員 二番目のところで、「品質低下に対する補償を導入すべし」と言い切っておりま
すが、先程からも話題になっておりました稲経との関係を考慮に入れないと、ダブって
はいけませんのでということがあります。

座長 それは、できましたら資料3で修正していただくことがあれば、事務局で整理し
ていただきたいと思えますのでいかがでしょうか。まず、この資料3は現状、課題、検
討結果と三つきちんとなっておりまして、御覧いただければと思えます。

委員 何々する場合に限り、稲作経営安定対策の動向に配慮しつつ、水稻の減収及び品
質低下が、いずれかの制度で補償される方向で検討すべきと考えるというのはどうで
しょうか。

座長 趣旨はそんなところでしょうね。 委員どうぞ。

委員 私も、この品質補償はよいと思えました。これは、ここ数年話題になったことで
ございます。平成10年頃以降の品質の低下をもたらすものは、気温の関係が大きいわ
けですが、計算の仕方がどうなるのか、5年平均の上下を除くか、これまでの結果では、
米主体の地域では、作況が98ぐらいの品質を保っていた現状と、近年は50を割って
いる現状を踏まえた中で、文章をまとめていただきたい。最近のデータだけで計算しま
すと、農家には実質低水準の品質指数が導入されると考えられます。そうしますと折角
の制度が、農家からみるとあまり魅力がない、実際の数値と合わないことにならないよ
うに配慮し取りまとめをお願いしたい。

座長 稲作関係の3人の方、いかがですか。

委員 2番の項目については、歓迎すべき項目と思えます。特に地域によっては、新潟
でもそうですし、全国的ですけれども、刈り取り直前の高温等により、かなりの品質低

下があり、非常に大変な減収であり、この制度がこのような品質低下にきちんと対応できる方法にしていきたいと思います。

座長 委員から始めに出た問題等についての文章の修正は、後で事務局でやっていただけたと思いますが、このようにしたらとよいということはありませんか。

委員 先程話が出ていますように、言い切るといえるのはどうか。こういう案がよいといえるのではないのですが、言い切ってしまうのはどうか。それから、他に2、3カ所あります。これはこのように直すとか直さないとかではなく、今後、事務局に特に要望しておきたいのですが、「農業協同組合の資料等で数量や品質が確認できるものについては」という表現ですが、全相殺方式の場合も品質方式の問題も事務的に実施に移っていく場合に検討してもらはないと、末端では混乱が起きると思います。ちょうど同じ内容ですから、ここで申し上げておきますが、果樹のところで青色申告云々ということがあります。税務の申告は、個人の申告ですが、その申告が、損害評価の基準になるのはどうか。

座長 御発言の意味は、青申を損害評価に利用することについては、なお検討するという結論ですよね。

委員 青申という名前をきちんと出してよいものかどうか、青申は個人が申告するものであり、これを基準に損害評価をすることは、どうなのかというのが私の考え。だから、農業協同組合の別の資料を基にするのは結構ですが、それを基準にした場合に、実務段階でよく検討してもらわないと、末端では混乱が起きるのではないかと。今、これを変えようという話ではありません。

座長 今の御発言の意味は、他に何か確認の方法があるのではないかとということですか。

委員 他にあるのではなくして、それを利用する場合には厳密に、といいますか、運用の場合に、よく気を付けてくださいという要望をしておきたい。農業協同組合の資料を云々というようなことではありませんので、運用する場合によく検討してもらいたいという要望をしておきたい。

林審議官 水稻の品質低下に対する補償につきましては、先程の委員の御指摘のような昨今のカメムシの大発生などにより、胴割れや白濁により従来の上等米の大部分が2等米以下になってきた状況があり、現場での要望が強くなってきて、今、委員からも御指摘があったことにかかるとは思いますが、収入減が生じることについて、どういう客観的なデータでそれを補足するかについて、非常に技術的に問題があると思います。経営所得安定対策などの収入保険などでは、今後の検討課題になりますけれども、これもどのように収入あるいは所得の減を客観的に補足できるかが、この導入に当たって非常に重要な問題になるわけです。現在、これを導入するに当たっても、客観的に補足しうる指標には限界がありますので、実際の手取り収入あるいは所得が大幅に減ったから、それをそのまま保険の基準としてとらえて、それに一定の比率を掛けて共済金額を算定するというのではなく、それぞれの等級ごとの米価を基準にして、減少分を収

入の減少として把握することが技術的に可能か、どこまでの数値を保険として使いうるか、技術的な点を十分に考えた上で、この問題に対応できるかを詰めていきたい。

座長 それでは、 、 、 はよろしいでしょうか。よろしければ、 へ行きたいと思いますが。ここは、 委員から強い御意見が出ておりましたが、留意すべしと条件付きでこのような表現にしておりますが。

委員 今、隣の会議室で、大改革が起きようとしている最中でして、30年も続いた生産調整が大きく変わろうとしている。それは末端の現場から出た声でして、それとこれとは違うとは思いますが、今の農政では、あくまでも自分の判断あるいは自分の責任でということ強く訴えながら、改革がなされているわけです。そういうところを見ますと、農災制度も細かい部分は手直してきているので、基本的には、任意加入か当然加入かということであろう。これは、我々現場の農家あるいは経営体は、この点にはシビアになっており、自分の経営は自分でやるという段階で、「みんなで渡れば怖くない」というようなことで、共済組合を守るためのものではなく、農家を守るためのものである。そのためには色々なメニューを付けて愛される農災制度にすべきである。おそらくこれでこの検討会が閉じられると思うが、3年後、5年後にこの検討会の内容が、将来不備な、もっとこうしたらよかったというように、後手後手であってはならない。先行して先取りする制度が必要ではないか。そういう中で、検討のとりまとめ骨子(案)についての、この部分だけでも、継続審議として残していただきたい。

座長 他の方がいかがでしょうか。

委員 前回、自然災害が農業経営上不安であるということから、当然加入制が当然と思っていたのですが、食糧がなくなり、農産物価格も自由となって低下している。そういう中で稲作だけで生活している農家は、大規模であるほど負担が大きい、水田が区画整理されて大きい面積になっているので、被害があった場合には農業共済で3割足切りで、この3割自体が減収になっているわけです。それに加えて、総面積の4分の1強の減反をしているので、この分もまた収入の減収になるわけです。米での収入がそれだけ減っているところに、機械も大型化され高額となり、資材などにも経費が多くかかっている。水稻を専門にやっている農家の負担が大分厳しくなっている現状に加え、当然加入制ですと、この分掛金が経費としてかかることから、できる限り経費削減をするためには、当然加入でない方がよいと思ったのです。しかし、よく考えますと当然加入制でなければ、経営的に負担軽減のためには、共済に入りたくない人は入らないでよいのではないかと。任意加入制にして加入者が減少した場合、保険を必要とする農家の負担が一層大きくなるのは困るので、ある程度当然加入的なところもあった方がよいと考えてみたり、任意加入にして加入率が低下した場合に、農家収入だけで経営している人は、共済に加入していないと災害があった場合、その後の経営上の負担が大きくなるわけです。いざというときには、どうしても共済に頼らざるを得ないところがあると考えると、大

規模農家にとって、災害を考えたときには、その負担のしわ寄せがくるような共済では困ると思うので、果樹共済の場合と同じで、加入率が減って掛金負担が多くなるとは困ると思います。また、運営上どうなるか心配であるということがあります。

座長 わかりました。どうぞ 委員。

委員 二人の委員から意見がありましたが、今日まで議論もしてまいりました。今、発言があるようなことも心配ですので、ここは、両論併記で提案されておりますし、今後引き続き検討すべき課題となっておりますから、限られた検討期間の中で、このような大きい問題を結論を出すことは、困難であるので、引き続き検討すべきと考えるということによい。

座長 ありがとうございます。それでは 委員。

委員 この項目の文言を直せということではないが、ここに関連した話で申し上げたい。先程、委員からの話の中で、「そもそも、ものは自由であるべきだ」と。これは、委員もおっしゃっていた。「大規模農家が自由であるべきだ」ということは、この制度が不公平だということだ。大きな農家は割を食っている。はっきり言って、大規模農家は、本来、共済金の額が少ない。支払われた共済金の額が少なければ料率は下がるべきもの。それが下がっていない。大規模農家ほど大災害に遭ったときに補償が必要であるが、その補償が本当に受けられるのだろうか。今の損害評価だと、本当に大災害を受けた人が十分な補償を受けられないような損害評価が行われているという現実がある。そういう意味から、大規模農家から当然加入は困るというような話が出るということは、そもそも、現在の制度の仕組み自体がそうなのかもしれません。さらに、損害評価と料率が不公平だと言っていることだと思っております。その意味で、確かに当然加入制は委員がおっしゃったように、まさに両論なのですが、一番最後にありました、「今後の農業災害補償制度の課題」、これは当然加入制はしばらく両論併記ということが続くと思いますが、おそらく未来永劫続くということではないと思います。当然加入制が続くにしても続かないにしても、いずれにせよ損害評価の問題、これは農作物共済に限られません。果樹共済にしても畑作共済にしても、皆そうですが損害評価の問題の在り方、これは、そもそもの集落をベースにした損害評価、これをまず直さなければいけないし、料率についても理論が先行して、理論に合ったら実態と異なってもよいという料率は直さなければいけない。人間がやることですから、どんなにやっても不公平は残ると思います。現在、人が感じている不公平、できるだけこれを直さないと、そもそも保険が嫌いだという人もいるかもしれないが、本来、農家は事業で経済問題で行っているわけですから、よほどの人は別として、割が悪くなければ、そんなに共済から抜きたいと言わないはず。逆に、今度は加入を自由にした場合、割が悪ければ共済から抜けるはず。そういう意味で公平になるように、特に現在の不公平、仕組みもありますし、損害評価もあるし、料率もあるし、この辺のところは、制度全体として、早急に検討すべ

き点としてこの課題のところに各共済共通で書いておくべきことだろうと思います。

座長 非常に具体的な提案をいただいたと思います。それでは 委員どうぞ。

委員 御意見は重ねて申し上げますが、この項目は、私としては今回の見直しの目玉の一つとして、象徴的な項目だと思っていたものですから、両論併記というのは、個人的に大変残念に思っております。制度としても任意加入が仕組めるものと思うのですが、その辺の検証がまだできなかったこともありますし、色々な経緯があって、これだけ異なった御意見がありますので、多数決で決めるようなことでもないですし、両論併記でやむを得ないと思います。ほかに、文章としては、せめて(ア)のところに、「担い手農家による選択の拡大という観点からは」の後に「他の作物と同様に」選択を認めるといように、もう少しパンチを加えていただけたらと思います。今、委員がおっしゃったように今般の改正の何年後かに、問題が顕在化して、制度そのものに不信感がもたれないようにするのが大切だと思います。法律改正のチャンスは少ないでしょうから、見直しのエネルギー自体は続けていただきたい。また、制度として成り立つかどうかという検証は、色々な方法でできると思いますので、是非、お願いしたい。

座長 他の方がいかがでしょうか。

委員 この際、農作物共済でここを直したり果樹共済でここを直したりしていますが、そもそも大規模農家の有利・不利の問題、それから今までの集落営農のような形態を前提とした損害評価の在り方の問題、それから今の組合一律の料率の問題、ともかく色々な面で不公平が出てきているということを書き出すべきではないかと思えます。

座長 他の方がいかがでしょうか。

委員 委員の言われていることは、私なりの解釈ですが、大規模農家が割を食っているという前提、その前提の中に損害評価で割を食っているというところですが、私は制度的に大規模農家の農家単位方式というのは被害が少ないはずなのに、同じ掛金で共済金の支払いが少ないというなら分かるのですが、損害評価の仕方がおかしく、それもその集落営農を基礎にしているからおかしいという御認識は、賛成しがたいところがあります。別に集落営農だから損害評価がゆがめられているとは思っていません。御趣旨を間違っていると捉えているかもしれませんが、損害評価のまずさから大規模農家が割を食っているとすれば、世間に誤解を与えかねないということがあります。それから、委員が当然加入制のことを言われているのは、大規模農家が割を食っているのではなく、もう少し哲学的な問題として、自主的な経営マインドで行えという農政の方向に照らしてどうなのかという意味だと思うのですが。私はそのように理解しております。ですから、大規模農家が不利になっていることを前提として当然加入制を問題にしていることとは少し違うと思っております。当然加入制に関する色々な意見は、これまでも発言してきましたので、色々申し上げたい点はありますが、今は申し上げます。

座長 それでは、 委員どうぞ。

委員 私の発言が足りなくて、損害評価で大規模農家が割を食っているという印象を与える発言をしたと言いましたが、大規模農家が損をするような損害評価をしているという意味では決してないのです。損害評価がどうしても被害の浅い人が比較的、共済金を余計にもらうような、被害の深い人は比較的被害の割には共済金をもらわないような、集落単位の損害評価の結果、そういう支払い方になりがちなものですから、そうすると大規模農家こそ本当に大災害があった時に共済金をもらわなければいけない。その農家が本当に災害が起こったときに十分もらえないということが背後にあったのでは、このような農家は「抜けさせてくれ」と言われるのはもっともではないか。そのような意味で申し上げたものであり、損害評価自体が大規模農家に不利な評価をしているというのではありません。

座長 委員どうぞ。

委員 現場を抱えている立場から申し上げたい。確かに 委員が言われるように、損害評価に問題があるとすれば非常に大きな問題であろうと思いつつ聞いていたのですが、大規模農家あるいは集落的な損害評価であるとか、小規模な農家と区分してしまいますと、これは非常に御認識が、従来の損害評価の仕方と現在の国の指導もあり、組合の努力によつて的確な損害評価が行われていると思っていますから、これは認識を変えていただきたいと思っています。確かにそのような問題があるとすれば、これは共済団体、ひいては国の責任ということになります。現在はあり得ない。組合の損害評価の実測調査等は、被害発生時には膨大な筆数になるのですが、他の経費を切り詰めてでも実測調査は、的確に行っているつもりです。そういう時代背景がありますことを申し上げておきたい。

委員 この問題であまりくどくどいうつもりはないのですが、損害評価の方法論の中に、大規模農家と小規模農家を区別していることはないのです。結果として属地的に損害評価をし、それをまとめてくるだけの話ですから、はじめから、大規模農家がどう、小規模農家がどうという損害評価の入る余地はないと思っています。ただ、 委員が前々からおっしゃっていることで同感なのは、掛金に対する不公平感ということではよくわかります。それに対して掛金の割引・割増という話がありましたが、そういう掛金負担との関連で大規模農家に、給付反対給付均等の原則があまり実現していないという意味での問題はあると思います。それはそうなのですが、損害評価の方法論の中にはそういった要素は考えにくい。もっとも、損害評価に関し色々な不満が農家にあるのは分かっていますが、それは損害評価そのものを人間がやることですから、きちんといきにくい部分があり、適正化の努力は大いにしなくてはならない。それから、中には農家の補てん方式に関する農家の理解不足、共済団体から理解を求める努力不足もありますが、大規模、小規模での損害評価の不具合の要素が入ることは考えにくいと思っています。

座長 わかりました。我々がここで一致した結論を出していないのは、両論併記で、当面、現状が続くことになりますので、今、おっしゃった最後のところで、一項文章を入れて、この場できちんとした結論が得られなかった問題。まだこれから出てくるかも知れませんが、そういう問題について引き続き検討しなさいということを行入れますか。そのような形でよろしいでしょうか。本文の5ページの文章はこのままでどうですか。特にこれを絶対入れなければということがありますでしょうか。それでは先に進みます。3ページの のイは修正をしたということですね。その部分はいかがですか。畜産関係の方でも結構です。

委員 詳しく分からないんですが、共済金の支払に制限を設ける場合、ここでは1頭当たりの死亡事故に対して、支払額で制限を設ける書き方になっていますが、頭数で制限をするわけにはいかないでしょうか。というのは、加入時の農家の補償水準の選択については、現行どおりということですから、私の考えでは、3年間平均して割った数字に対して1頭当たりの掛金はいくらかと決まっているので、それに対して支払金額で制限を設ける、早く言えば、数字は考えてあるのでしょうか、「お宅はすごく被害頭数が多いから色々計算して今年は10頭まで正式に払いますよ」と、1頭当たり22万円なら22万円払いますが、その農家全体の頭数も考えてですが、もちろん頭数が多ければその割で多くなっていくと思うのですが、被害の少ない、あまり事故を出していない農家は6頭まででとか、そういう数字の出し方、どちらが皆さんの理解が得られるか分かりませんが。

座長 今、おっしゃられた意味は、過去の共済金支払実績に応じて頭数を加減するということですか。

委員 死んだ牛のすべてについて支払金額を求め、そこに頭打ちを設けるという方法ではなく、頭数での支払制限で抑えられないか。どちらがよいか分かりませんが。

保険監理官 現地検討会でも色々な意見が出ていましたが、仮に頭数で何頭かに設定すると、いくつか出た意見からすると、親牛が死ぬのか、子牛が死ぬのか、仮に胎児が5頭死ぬ場合と、親牛が死んだ場合があるので、頭数で支払制限をするのは難しいのではないかという意見が出まして、支払額と書いてありますが、実質、共済金額に金額被害率を掛けたものとして、支払限度額を設定してはどうかと考えております。

委員 農作物共済の関係で、大規模農家と小規模農家、酪農家や畜産農家に対して大規模農家と平均的農家、小規模農家の共済掛金ですが、過去3年の被害率を平均して、掛け算で掛金が決まってしまう。普通、世の中では頭数が多ければ多いほど割引があるので、そういうことは考えられないでしょうか。というのは、5百頭、千頭単位の酪農家は掛金が5百万円、1千万円で、これが1年間待てば多くなって戻ってくるが、とりあえず掛金が大変なので「やめるわ」となってしまうので、加入するときに優遇できないものでしょうか。

座長 委員や 委員どうでしょうか。まず、意見を出していただいて、事務局に聞きますので。

委員 今の話ですが、我が家でもこの検討会の資料が送られてきてからすごくもめたのですが、3年間をトータルして算出するのですが、3年間すごく事故があって共済金をたくさんもらった。たまたまある年は何も事故がなかったかもしれない、でも明くる年にはたくさん事故があった、これはもう線が引けないと思うのです。それが保険ではないかと。私も家畜関係で検討会に参加していますから、今、話にあったように3百万円掛金を支払うけれど、4百万円共済金を受けるということもあるという話を聞いたら、私のところも、去年も今年も一度も事故がないものですから共済への加入をやめようかと。掛けてももらえないのだから、と言いたくなります。でも来年、牛が2匹も3匹も4匹も死んだらどうしようかと。人間だから不安があるんです。それが人間と一緒に、保険ではないかという話になったのです。

座長 委員いかがでしょうか。

委員 私の地元でも多頭化になっておりまして一般的には国の指針だと150頭ぐらいの一貫経営なのですが、小規模のが100頭ぐらい、大規模が4千頭ぐらい。そのようならばつきのある経営体の中で養豚を行っている。大規模経営の人たちに聞いてみると、掛金が高いと同時に、年間1回で支払わなくてはいけないという問題もあるのです。4千頭の飼養者は、何千万円を1回で払わなければいけない。それを2回又は3回で支払う方法にしていただけなら。それに付随し、肉豚については、大規模経営になるほど治療としての獣医師は必要ないのだと。現場としては、養豚家に対してコンサルタント的な指導ができる共済の獣医師に指導をしていただきたいということが、要請されています。

座長 他にどなたか。 委員。

委員 家畜の話につきましては、今、お三方から出た話はみな同じだと思うのですが、とにかく大規模農家が、3百万円や5百万円の掛金を必要とする制度はどこがおかしい。おそらく他の業界では損害保険に売り上げの10%も掛けているような、そのような保険はないのではないか。そういう意味では簡単にいきませんが、例えば、家畜の死廃頭数に足切りを付けたらよいのではないか。今回、導入するのは頭切りですが、足切りを付けたらよいのではないか。ただ足切りというのはよほど工夫をしないと、大規模経営者は損をするという話になります。今回、何かをやれということではないのですが、3百万円払って4百万円もらったからよいというのでは、保険ではないと思うのです。そういう意味で、多頭飼養の実態を踏まえ、本当に困ったときに補償される家畜共済制度、今回は無理ですが次回に向けて検討項目の中に入れておくべきではないか。

座長 今までのところで、保険監理官どうぞ。

保険監理官 一点、大規模農家に対する掛金の割引という話がありましたが、掛金に国

庫負担が付いているので、掛金自体の割引というのは難しいのではないかと思います。ただ、これも現地検討会で出た意見ですが、家畜に限らず、農作物でも大規模農家は、10ha入ると50aで組合の事務はあまり変わらないはずで、それにもかかわらず、賦課金を面積割で賦課されると、大規模農家が損をするという話もありまして、その時にもお答えしましたが、基本的な賦課金の賦課の仕方は、組合単位で組合の総会内の話でして、大規模農家にはそういうメリットを与えることを提言されてはどうかと思います。現にいくつか、大規模農家になるほど、単位当たり賦課金の額を下げていくという方式を採用している組合があることを承知しており、基本的には、組合の在り方の問題だと思っています。委員からも、不公平の話がありましたが、死廃事故に支払制限を設ける件について、今回は過去の被害実績を勘案する措置により、小規模農家が不利益を被らないような形にできないかと。これも現地検討会で色々御意見がありました。今、各連合会から400万頭ぐらいの膨大なデータを送ってもらい、過去の実績を検討しております。不公平の是正は、なかなか難しい問題ですが、先程、委員からもありましたが、現在の制度としては、危険段階別の掛金率の設定があります。これは強制ではなく、組合の自主的判断で実施できますのでまだ導入していない組合におかれましては、高被害農家とそうでない農家との差が非常に大きいという実態、特に家畜共済の掛金負担が何百万円の人と何十万円の人では大きな差がありますので、極力、危険段階掛金率の普及をお願いしているところです。この実施に当たりましては、組合の全体的意思として総代会を開いての定款変更をしていただくこととなりますので、今後、さらに各共済組合等、各連合会にお願いしたいと思っています。また、委員からありました、掛金が多額で1回で支払えない場合については、制度として分納払を設けており、掛金を必ず1回で支払わなくてはならないということではありませんので、共済組合等に照会していただきたい。

座長 今の件で、何度か組合の判断であると言われましたが、そのところはいかがでしょうか。組合の判断で実施できることを、農家の方々が十分に知らないということがあるのでしょうか。例えば、家畜の共済掛金の分割払もそうですけれども、その辺はどういうことなのか。そのところは、資料3の検討会取りまとめ(案)の最後に「今後の農業災害補償制度の課題」として頭出ししてありますが。

委員 原案に賛成ということで、再度確認させていただきたいと思います。委員のお話は非常に人間的で感激したわけですが、やはり高被害農家が固定化されているという厳然たる事実が今のところあるわけで、これについては一種の表に言えないモラルハザードというか、お互いにあまり言えないことがあるのだらうと思いますので、これは制度として、解消すべきだと。そしてすっきりさせて、それでまた問題があれば改善するということがよろしいのではないかと思いますので、再度、この原案については是非実施をお願いしたい。

保険課長 委員から話がありました、家畜の死廃事故に支払制限を設けることについて、元々の原案では過去の被害率を全く見ないで、被害率の低い人も高い人も、ある一定の線を超えたら頭打ちすることが問題であるということで、今回、見直して、ある程度被害率の低い人には、制限を設けないことにしました。過去何年間かの被害実績から見ても、平均化しても被害が出てしまう場合もあり得ることを内部で検討し、そのところは、平均的に被害の低い人は上限を設けないようこれからも考えていきたい。今、

委員からお話がありました、家畜共済での一番の問題は、現実として掛金に対して共済金の支払がほとんど倍で固定されているという状況なのです。死廃事故の方もほとんど固定しており、要するに、農家が掛金を支払い、国庫負担をし、その分だけ共済金が支払われている。ということは、毎年、そのような状況ですので、やはり高被害農家は、常に高被害ですから、3百万円、4百万円共済金をもらっている人は、そういう経営を毎年続けている。委員のように、掛金を払っても共済金をほとんどもらわない方がいる。そこが一番問題なので、できたら今回、制度を見直したいというのが趣旨でして、その際に、委員から話がありました、足切制度というのがあります。これは、他の共済事業も同じで、足切制度を入れるというのが最初の見直し案ですが、足切を入れると、固定した被害を出す農家、出さない農家を合わせて下から切ってしまうことになる、ますます共済金をもらえない農家はもらえなくなるし、もらっている人は被害が出ればある程度もらえる状況になり、他の共済事業と違う問題があることから、いくなれば頭打ちの制度とする案が、今回の考え方です。

岸座長 それでは、横長の紙の3ページの残りが二つありますが、よろしいでしょうか。この点につきましては。

委員 家畜の死廃事故に制限を設ける問題の書き方、最初の案と考え方を変えていただき、私はこの方向でこの段階ではやむを得ないのではないかと思います。ただ現実問題として、決め方が大変難しく、また、その段階で教えていただけたらと思います。それから、農災制度の話ではないが、盛んに飼養管理技術の悪い農家に対する不公平感への対応で、一生懸命、共済制度での対応を言っているわけですが、制度としての対応も必要かと思うのですが、そもそもそんなに事故を出している畜産農家は経営が成り立たないはずで、それを共済制度によって成り立たせているとすれば、大変おかしな話です。もし、そういう実態があるとすれば、農災制度で考えるにしても、畜産政策の方で努力していただきたい。私どもの共済団体の獣医師は、忙しい中、畜産経営の相談にのったり色々な努力をしていると聞いておりますが、やはり保険の方で全部みようというのは、おかしな話だと思います。

座長 ありがとうございます。それではここで休憩とし、4ページ以降を再開後に行います。

(休 憩)

座長 それでは再開します、委員、委員大変お待たせしました。横長の資料ですと4ページ、5ページです。まず、4ページの から までの果樹関係です。先程少し問題になりました の青申についていかがでしょうか。

委員 去年11月の話では経営所得安定対策の検討が進みそうだったので、こういう形で提案させていただいたのですが、この対策があまり進まないようなので、この意見に関してはずっと先のことになるのだらうと思っております。そこで、 の「園地単位方式の導入について」園地単位の小規模の損害評価になりますので、共済組合の事務処理の簡素化には反するかもしれませんが、現地検討会の中で要望が出ていることを踏まえたら、農家がニーズを持っているのです。今の果樹共済の加入率がかなり低い理由として、それが半相殺方式で、農家単位の共済金支払となっていることからかどうかは分かりませんが、導入についての要望がある以上は、保険母集団が増える可能性もあるので、前向きに検討していただきたい。

座長 それではこのような表現でよろしいですか、もちろん財政負担の問題があるかもしれませんが、表現としてはこのようなことでよろしいですか。

委員 細かいところはお任せしたいのですが、農家選択としてこういう加入方式があれば、組合が加入推進する場合、農家から要望のあることでありますから加入促進しやすいのではないかと思います。

座長 の青申についてはどうですか。

委員 今のところ、最終的にはこういう損害評価が一番よいと思いますけれども、他のことが進んでいない中では・・・。

座長 他の方いかがでしょうか。

委員 損害評価の一般論を先ほど申したのですが、青申についてだけ、先程、委員から話が出ましたように、青申は引受けに使うならば非常に有効だろうと思います。税金は少ない方がよいから、青申を実態より小さく出す人はいても、大きく出す人はいない。損害評価に使う場合はどちらも同じ方向ですから、青申を使う検証は十分吟味する必要があると思います。

座長 今おっしゃるには、検証というか、利用するのは無理だということですか。

委員 検証すること自体は、私は反対ではないのです。その辺を十分念頭に置いて検証していただきたい。

委員 関連しますが、税には還付追徴がある。その場合に可能かどうか。共済団体が農家の青申資料をチェックできるとしても、最終の確定資料の確認、これは税務署や市町村の税務課にあり、これには守秘義務があるので、共済団体の職員が覗くことは公的根拠がない限り不可能ですので、よい知恵がないものかと思えます。委員も言われた

とおり利用するには引受にはよいのですが、損害評価及び共済金の支払時期と税確定の時期がずれるので損害評価の確定に使うのには限界があるのではないかと。

座長 それでは、他の方どうぞ。

委員 園地単位加入方式の導入について、検討していただきありがとうございます。今後、果樹共済の加入が伸び悩んでいる中、加入の起爆剤、目玉になるのではないかと。国、農家の掛金負担増になるのではないかと懸念もありますが、引受けは農家単位で引き受けるとしておりますし、損害評価は園地単位で行うので、これから加入促進の売りものとして、ニーズに沿った推進等もできると期待しています。

座長 、 は特に問題がないとして、 の表現が可能かどうか「検証」というこういう表現ですが、検証という表現自体はよろしいですね。次に、 、 の大豆にまいります。先ほど保険課長から、 は落とした方がいいのかどうかというような説明がありました。見送るといふことになると。

委員 横長4ページの 、 大豆のことですが、一筆方式の導入については、畑作専業農家の私の守備範囲ではないかとも思いますが、こういう表記の仕方をしますと、畑作地帯の大豆の生産振興に携わっている生産農家については、どのような整理をしたらよいのか。あるいは、大豆については全て一筆方式を導入するのであれば、畑作専業地帯の雑豆についても、技術的に何ら大豆と変わらない共済システムにスポイルできる状況にあるという言われ方をしますと、その方が実はありがたいのですが、ここでもし注釈が入って、「水田転作大豆に限る」という条文、文言になると、畑作専業の生産者から見ると非常に不公平感がある。大豆振興に関わる問題として転作大豆だけではなく、これまで長く作っている専業農家地帯も本作大豆においても十分役割を担って来ているはずである。一方で、転作大豆についてだけ一筆方式を導入する、あるいは専業地帯はどうにもならないというような線引きになると、生産者としては納得ができない点です。

保険課長 検討の方向のところでは転作の話を書いておりますが、今回、導入を検討する契機となったのは、まさに転作大豆の水稻との関連であったのですが、制度的に仕組みに当たり、その境が難しく、一般的に大豆として入れることとなります。

座長 「等」と書いてありますので、そこで読むのでしょうかね。

委員 そういう前提であればということで、話を進めたいのですが。

座長 その前に大豆以外の話は、今まで議論に出ていませんでしたが、それについてはどうですか。

委員 前回の現地検討の中で、大豆以外の豆についても一筆方式を導入してほしい云々という要望、リクエストがおそらく札幌の現地検討会で出たと思うのですが、大豆に導入できるのに何故他の豆類に導入できないのかという意見・要望が絶対に出てくると思っています。

委員 この件については、決して共済制度として一筆方式がよいから導入するわけでは

なく組合の手間も大変であるし、そもそも共済制度としては一筆方式はあまりよい訳ではないのであるが、大豆振興策の観点から大豆は特別で、大豆以外の雑豆を導入することになると、大豆も導入できなくなるのではないかと考えます。

座長 非常に率直な意見が出ましたが。

委員 基本的には、この取りまとめで私は賛成ですが、これが現場に下りてきた場合、「なぜ小豆はだめなのか、なぜ金時は、手亡はだめなのか」という話は絶対出てくると思います。「大豆は、国策上、国産大豆の生産振興に関わる部分であるので制度上こういう場合サポートします」というような文言があっても、主産地としては納得できかねると。大豆は、栽培技術的には何ら他の雑豆と変わりなく、あるいはそのロットというか産地面積からも、それは全国的に見たら、かなり小面積になるのかもしれないが、生産者側から見た場合、大豆に一筆方式が導入できるのに小豆はだめ、同じ作物を作っていて、何故制度に導入するに際して階段があるのかという部分を、基本的に納得できかねるといふ部分が絶対ある。今後の検討課題の中に、雑豆の一筆方式の導入について実際にリクエストがあるので検討しなければいけない問題であると思い、話をさせてもらいました。

保険課長 これはなかなか難しい問題で、共済制度をどうとらえるか前回もお話しましたが、農業共済の長い歴史の中で、一筆方式から半相殺方式なり全相殺方式なり経営全体を見る方が、要するに経営安定のためには望ましいのではないかという思想の下に、水稻共済は一筆方式からスタートしていますが、その後導入した畑作物共済や果樹共済などについては、基本的には経営単位で保険を仕組むことが今までの思想であったと思います。今回、果樹共済にも園地単位方式の導入を御検討いただきましたが、今回の思想に農家選択の拡大があったときに、やはり農家から要望の強い果樹の園地単位方式や大豆の一筆方式があった訳で、そういうものについて、特に大豆については、転作とのからみもあり導入した方が政策的にも整合性が取れるのではないかと判断して今回検討してきたわけです。これを進めると全ての共済が一筆方式なのかということは確かに出てくるのですが、そこは将来の課題かもしれませんが、共済制度をどう見るか、以前、申し上げたのですが、一つは経営所得安定対策が出て、経営体単位で所得なりを見るとというのがもし仮に出てくると、共済制度はどうするのかという話が出てくると思う。そのとき農災は耕地単位の方式であり、経営単位が経営所得安定対策となるのかもしれない。これから検討される経営所得安定対策や場合によっては収入保険的なものも、農業共済の将来の姿は、そのようなものとの関連を見ながら、今ある農業共済の仕組みの中でどの方式が一番いいのか、要望を聞くと、一筆方式なり、園地単位方式がよいとなり、水稻についても私は聞いておりますので、農家の本当に求めているところを、再度検証しながら将来を考えて、再整理がいるという感じがしています。

委員 大豆の一筆方式の導入は、全体の流れからすると逆行するものですから、個人的

には導入することは仕方がないと思い、今回この導入に反対はしませんが、あくまで例外的なものであろうと思っています。法律事項であるなら、その法律になぜそれが入ってくるのかについて論理・趣旨をきちんと整理しておかないと今のような疑問が出てくるのではないかと。法律にどう書けるのか分かりませんが、あくまで、園地単位の方もそうですが、切実なニーズがあるから入れるということで例外ではないかと思っております。

委員 大豆の品質方式の導入について、要するに、豆経の実績を見守ることが適当ではないかという記述でどうかという話で、これは妥当なのですが、新しく稲経が立ち上がるようとしていますので、この整合性を確認しながら、大豆についての品質低下に対する補償を導入すべきである。というのは、稲経が変われば、きっと豆経も変わりますよ、コピーみたいなものだから。大豆の一筆方式の導入について、先程、大豆振興のために例外的に一筆方式導入を云々と言ひ、品質方式については、未来永劫導入を見送る書き方だとそのように整理されてしまうと、この豆経についても、資金強化しないと今の豆経では難しいのではないかという現場の声も聞こえてくるのです。大豆の品質方式の導入は、豆経でなくても経営所得安定対策の政策でスポイルしてもらって、生産者としては一刻も早く何とかしてほしい。この話をぜひ含みおきいただきたい。それから、北海道では、小麦で災害収入共済方式が導入されており、農家の保険ニーズに添った方式であることから、当然加入には反対であるという声はない。できれば他の作物についても、この災害収入共済方式を随時導入するように検討していただきたい。なお、品質低下に対する補償のシステムが導入されれば、経営所得安定対策はいらなくなる。農業共済について品質を含めた補償方式が導入できれば、みんな共済に加入していただけるはずであり、昨年も、平成12年、11年も、9月に半月ほど雨が降り、雑豆は壊滅状態ですが、品質方式でないため、俵数があれば共済金の支払対象とならない生産者もありました。このようなときに小麦のように災害収入共済方式が導入されていたら、あるいは同様のメニューが多く用意してあれば、資料の5ページにあります農家選択の拡大に資する、いわゆる経営マインドを醸成することとなると思うので、この点についてどのように考え、整理していったらいいかお聞きしたい。

座長 前の方の に直接絡む部分は、取りまとめの表現として、この表現であるとやめてしまう、ということになるものだから、そうではなく、要するに、「豆経の実績を見守る」ということをむしろ出してほしいということですか。

委員 そうです。この段階ではこの書き方でなければ、仕方がないことなのですが。

座長 工夫の方法はあると思います。例えば、「豆経の実績を見たうえで、必要なら検討する」ぐらいの書き方はあるわけですから。ニュアンスはそういうことをおっしゃっているわけですね。後段の話は、どうですか。

保険課長 全体の話としては、豆経と稲経があり、つまり稲経と豆経は少し違っており

まして、豆経は品質の低下に伴う価格の下落を補てんする機能がありますが、一方、稲経はその機能がないものですから、今の稲経の仕組みを前提にすれば、水稻に品質方式が仕組めるのではないかと考えています。先ほど来のお話で、今の稲経自体がどう変わるかわからない時に、稲経の中で品質方式までみるようになると、共済制度とバッティングするという御趣旨の話だと思っております。今度のお豆の話は、既にバッティング状態ですので、大豆の品質方式の導入は難しいという整理をしていることとなります。後段の災害収入共済方式を導入してほしいという話ですが、今回議論はされていませんが、基本的な話としては、今までの流れの中では経営単位でみることで動いてますので、これからの課題として要望を聞きつつ応えていこうと考えます。また、先ほど災害収入共済方式をやれば経営安定対策はいらぬのではないかという話がありましたが、災害収入共済方式でいくと、いわゆる経営単位の災害収入共済方式で全部みるという話で、その補償の対象の条件が災害にあったかどうかになります。災害収入共済方式では、少し災害があったものも、共済金の支払対象になるのですが、災害がなければ、災害収入共済方式は働かないのです。いわゆる経営所得安定対策が本当にできれば、災害を契機としなくても災害収入共済方式で補償対象となるのです。このように補償内容が、かなり近いところまできており、その両方が成り立つときにどちらがよいかということになると、そのときまた議論があると思っております。

委員 枝葉の話ばかりですが、災害収入共済方式の話ですが、例えば産地が全然穫れませんでした。品質が悪い全時か、手亡、あるいは小豆でした。外国から同様の豆類がドカッと輸入されました。次の年からは、国産の雑豆は使ってもらえませんでした。使ってもらえたとしても、外国からの輸入で値段が安かった。このような場合、経営所得安定対策、いわゆるセイフティーネットのシステムでスプールしていただけるものなのか。ここで議論しても仕方がないですが、主産地は外国からの輸入農産物に大変脅威を感じていて、輸入農産物により、農家所得を目減りさせてしまう要因になると考えているのです。このところは、農業災害、気象災害について生産者はどのような災害が起きても、きちんとした収穫量と品質を確保して供給しようとして努力しているのですが、残念ながらそういう状況に今の段階ではなっていない。災害収入共済方式を導入していただければそれでよく、豆だけでなく全体の農家所得の減少に対しサポートできる経営所得安定対策は、実は生産者側としては大きなリクエストではない。むしろ基盤整備であり、土作り支援であり、労働力不足のサポートや促進である。この辺は生産部局の守備範囲なのでしょうが、そういう農家ニーズの方が実は多いのではないかと。少し余計な話をしました。

座長 今の発言について、委員どうですか。

委員 地元に戻れば組合がございまして、麦の災害収入共済方式に関しましては、4万3千haぐらいの事業量をもって最初から導入したのですが、これは非常に農家の二

ズに添えており、大分の森田委員もぜひ拡大してくれと、しかも類区分も設定ということで私から申し上げました。非常に農家のニーズに沿った方式でありますので、それを足がかりにして改善要請の足場を確立し、改善してもらおうという方向付けが必要であります。加入率がよいから農家のニーズがないということではなく、むしろニーズに添えてもらいたいがための加入アップということで、努力している共済組合も相当あると思います、そこらへんも十分考えながら配慮していただきたい。

委員 一括加入の在り方についてはこれでよろしいですが、野菜共済の品目がまだ3品目しかないので拡大のリクエストを第1回目、2回目の検討会で述べましたとおり、大きい声がありますので早急に対応していただきたい。それから、でんぷん原料用ばれいしょのライマン取引の実態に即した補償制度の見直しをお願いしたい。実は生産者全体会議で話をしましたところ、「お前何で丸め込まれてしまったんだ」と大変おしかりを受けまして、検討会に行った際に再度一押し、二押しを課長・審議官にしてこいと言われてきましたので、話をしておきたいと思います。

座長 この件に関しては。

保険監理官 前回もお答えしたかと思うのですが、要望が基本的に制度改正、農家のニーズに添じてということなのですが、予算の制限、全体枠の中で優先順位をつけて考えざるを得ない中で、でんぷんのライマン価取引に関する項目は、当初我々のリストアップした中に入ってませんでしたということで、我々は農家ニーズが低いのかなと思っていましたが、今日再度御要望があり、最終の報告書の文言に入れるかどうかについては、皆さんの御意見を踏まえて対応することになると思います。

座長 後で積み残しについては、「なお、」を付けてそこに入れましょうか。

その他園芸施設共済関係が残っておりますが、委員お待たせしました。最後に恐縮ですがどうですか。は大体意見が一致していましたね。最後のところが積み残しとなっていて、結構ご要望はあったのですが、いかがでしょうか。

委員 も取り上げていただきありがとうございます。園芸施設共済は後発の事業でして、まだ色々矛盾点がありますが、を見ますと、法律改正でなく実際の運用段階における取決めではないかと思ひます。この取片付け費用につきまして、これを実際に運用する段階で、大型機械の使用料だけに限定されますと、矛盾も生じようかと思ひますので、矛盾のないようお願いしたい。現実に園芸施設共済の矛盾点は、施設自体が大災害により、被害にあった場合でも、時価額補償であるがゆえに、「こんなに痛んでも、これしか補償されないのか」というのが加入者の不満ですので、運用の段階で「園芸施設共済に加入しとってああよかったな」という印象を与えていただける項目を取り上げていただきたい。

座長 番は仕方がないですか、それでは委員。

委員 先ほどの保険課長から、番については見送るべきか又は省略というようなニュ

アンスの説明がありました。これは省略するといけない。まず、果樹の園地単位方式の導入とこの園芸施設共済の新価補償の導入は当初検討会の検討項目になかったが、現地検討会で農家から強い要望があったということですし、この検討会で色々意見が出たところです。この新価の部分、実際の経済損失をどのように補償するかということですが、新価補償は税法上の根拠に基づいて、導入しにくい事情等については、20年来議論をされてきたと思うのですが、現在、全国で引き受けています7割以上に相当する棟が再建築価額からしますと20%程度の補償になっています。これは、他の事業で3割の足切りを2割、2割を1割という議論をするのとは全く違う、低い次元の補償内容となっている。このあたりの実態について、前回、審議官から、台風21号の千葉県や茨城県の波崎町の被害の内容を調査し詰めてみるという話がありましたが、実際に検討の中で実証された内容もあると思うのですが、大変重要な問題ですので、これを今回見送るという表現、その中身は座長・事務方にお任せするとして、最後の結びのところで「今回の導入は見送るが、今後、施設の使用実態等を調査し、引き続き検討すべきと考える」というように取りまとめていただけたらありがたい。このほか、実態としてどこまで補償するのかという問題があると思うのです。施設の設置後、20年も30年も経ったものを新価でということも実態としてなかなか難しい、限度があると思うのです。5割のレベルで止まるように、あるいはそれをメニュー方式で農家が選択する内容で、将来検討すべきであろうと結んでいただきたい。

座長 具体的には、この「見送るべきと考える」という表現では、この表現ですと積極的に、これはだめなんだというみたいにとれるじゃないかということですか。

委員 その内容が、先につながるというニュアンスも一部含まれているとは思いますが、なかなか読み取れない部分もございましたので、そういうふうにとということです。

委員 今のところですが、今の末尾の話は 委員のおしゃったことでよいと思うのですが、私はこの「政策的必要性に乏しいこと等から」、この文言はやめてほしいと思います。政策的必要性は十分にあるのだけれど、たまたま他の政策との整合性の問題などで、変な固定観念から実施しないということが一番大きなネックであると思います。何を入れ替えるかは別として、必要性はみんな認めているのだと。

委員 結論的に言いまして今回の導入は難しいという、しかし後で検討が必要という部分のところは私も同感です。今回の導入は仕方がないということはもう了解せざるを得ないと思っていますが、減価償却分までみるようにしてくれという表現を使わないで、できれば再建築費用というものを被保険利益としたものをみてくれないかと、そういう保険が、そういう発想でのアプローチができないかと申し上げてきたのです。ただし、これは深く議論が詰められていないから、これ以上言いませんが、少なくとも、まとめの表現については少し注文したいのですが。検討結果の最初に「農業災害補償制度による補てんの対象は」という表現は随分、全体を包み込むような表現になっているが、こ

ういう大きな出だしでなくてよいのではないか。現状と課題のところ、既に「現行の園芸施設共済においては云々、資産共済として云々」と書いてありますので、全体を書き起こすことは触れないで、「現在、資産共済として位置付けられている園芸施設共済において、減価償却分まで云々」とそこへ繋ぐぐらいでよいのではないか。つまり資産共済という位置づけを固定して考えれば難しいのだと。今申し上げた文言に変えていただくのなら、これでよめるのかなと思っております。

座長 縦長の資料3の11ページの最後の部分、のところですが、今後の課題を挙げており、2つの項目が書いてありますが、もう一つ加えてはどうかと、御意見が出ております。例えば、今、話に出ている中でも大規模農家への対応の問題、それから大豆以外の豆類に対する一筆方式の導入の問題、あるいはばれいしょのライマン取引、色々なものが出ています。それから任意加入の問題、非常に大きな問題として残っている事項を、もう一行起こすことを考えてみてはどうかという感じがしますが、御意見ございますか。一行書いた方がいいということについてはどうでしょうか。

委員 具体的には書きにくく、方向性をもって書きにくいのかな。ただし、題目としてこのようなものが少し議論に残っていると書くぐらいのことではないか、その書き方によって、また色々な御意見が委員の方からあるのでは。

座長 抽象的な書き方でもいいと思うので、とにかく「積み残したものがある」と。

委員 それもあんまりですね。付帯決議のような使い方になるとどうかと思う。

座長 なにかうまい表現があったら出していただくと、事務局も助かると思うのですが。

委員 大規模農家に対して何らかの対応が必要だという問題は、何とかしてもらいたいと思います。先ほど掛金の問題がありましたが、ただ、どのように書くかということですね。それから先ほど、当然加入の継続論議の話も含んでという御意見があったのですが、私は、本文のところで「継続して論議する、引き続き検討する」とありますから、またここで似たようなレベルでいう必要はないという気がしております。

座長 どのような書きぶりにするかは、まとめのようなことになりましたが事務局に相談しながら原案を考えてみまして、もちろん委員の皆様方にお送りをして、御相談をした上で最終的に報告書としたいと思っておりますが、どのような事項を書くかについてはよろしいですか。今出していただいております、それを事務局で整理していただくということでもよいですか。

委員 委員からあまり書くなという話があったのですが、私は継続検討の意見が出た事項であって、継続すること自体反対であるという事項がないものは、みんな書いておいた方がいいのではないかと思います。

座長 ただですね、大規模化への対応など漠然とした大きな問題と、大豆以外の雑豆はどうするのだという問題は、かなり次元の違った話になっていますね。そういうのは並べて書きますか。どうしましょうか。何かアイデアありませんか。

委員 これは事務当局が座長を適切に補佐して、文章を考えてくれると思います。

座長 書いてみまして、また御意見を伺いながら必要なら直すというようにしましょうか。委員からもお知恵をお借りしたいと思いますのでよろしく願いいたします。それから先ほど出ておりました共済組合の判断でできる事項。例えば、定款を変えらるゝことができることを、あるいはきちんと農家に説明すれば、農家に分かることがどうも徹底されていないという感じを受けます。現地検討会でも、今日の委員の話聞いても、この辺は共済組合に御努力を願わなくてははいけない。つまり、情報提供や相談活動のことを、もっとしっかりやっていただきたいという気持ちが全体として受けるのです。これを取りまとめ報告案の「共済団体の事業運営」で書いておりますが、ここをこういう表現にして欲しいという御意見がありましたら出していただくとよいのですが。

委員 この検討会に参加させていただき、組合単位で物事が周知徹底されていないところ、もちろん農家の方々の情報が少ないことで不公平感が非常に大きいという気が最初からしているのですが、これは事業運営について、共済団体が農家にもっとアピールする必要があるのではないか。農家はそれぞれの地域で、手一杯頑張って地域を担っていく中で、共済組合が農家を守っていく、支援していくことに方法の違いがあってははいけない。組合運営について、基本的なところは一致したものがあるべきだと思います。特に、大規模経営に対する事業の展開、運用を、再度見直すというような項目がほしい気がします。

委員 今回の報告書の案は大変結構だと思いますので、あとはお任せしたいと思います。冒頭、今後につきまして、法律事項については立法措置で実現するというところでお願いしたいわけですが、それ以外の事項については、一年遅れの予算要求等ということですので、適切に配慮をお願いしたい。ただ、そのとき同時にこの報告書には掲げられなくて結構ですが、全体として、あるいは個々の項目ごとにどのような財政負担があるかということ、私どもはよく分かりませんので、例えば、国庫負担率で5割を超えている麦や畑作物について、制度としてどう考えるか。この件については、この場での御返事は結構ですが、そのへんも含めて整理をしていただいて、最終的に最初の目的であります効率的な制度になるように、また色々汗をかいていただきたい。

委員 関連しますが、先ほど委員から地域の指導体制の問題を話されまして、非常に一定した組合への指導であると感じました。これは、今までの農業共済組合と、我々が大いにつき合いがあるわけでしたが、技術指導は普及センターにお任せするなど、官僚タイプであるというふうなわだかまりがあって、今、改革が進んでいると思いますので、もっと足を運んで組合員等に愛される農業共済になっていただければ、農業共済も、発展するのではないかと思いますので、そういう点もまた各地域の指導体制へ伝達をお願いします。

座長 座長として、最後に申し上げようと思っていたことを言っていただきありがとうございます

ございます。いかがでしょうか、他に御意見ございますか。さっきも申しましたように、今回で検討会としては最後としたいと思いますので、ぜひ御発言がありましたら。

委員 私ども農業共済職員といたしまして、現地検討会や、この検討会で色々御意見をいただきました。一つの法律、政省令でありながら、全国の各農業共済組合での取扱い方が必ずしも同じでなかったことに対し反省している。農業共済団体では昨年度、農家をアットランダムに抽出してアンケート調査をしましたが、その中の7割・8割の方々から農業共済にはしっかり支えてもらっているとの回答がありました。これから新しい制度が生まれつつありますが、私どもの県では連合会と組合の職員があわせて400人おりますが、新制度の勉強会を既に終わらせました。来年一年をかけて、一年前から、農家・組合員に説明をしながら、細かい点はまだ分かりませんが、早急にPRしながら、新制度の実施が16年4月1日になりますと、すぐに戦場に出られるように準備を進めたいと思っています。

委員 事業運営のことで、色々不満があることは現地検討会で確認いたしました。このことはシステム上はきちんと不満が出ないよう運営できるので、団体の工夫の仕方であるので、早急に正さなければいけない。農業共済団体の全国運動で「信頼のきずなチャレンジ21」で、まさに農家に信頼をつなげられる取組を展開しております。なお、実際に事業運営をするのは組合の職員ですので、ぜひ研修の機会をお願いしたい。また、こういう場にも共済組合の職員が出てきて、意見交換ができるような機会があれば大変有効である。

委員 先ほどはまとまらない話で申し訳ない。基本的には、任意加入に賛成します。任意加入であれば、加入しなければ共済掛金の負担が軽減され、経営上、経済的に楽になるのですが、実際に災害があったときには、一番頼りになるのは共済制度であるので、その点をしっかりお願いしたい。先ほどから大規模農家の話が出ているが、大規模農家だけではなくて、農業収入により生活をしている農家に対して、災害があった場合に、経営が再開でき、その後も継続して安定経営ができる補償であってほしいことを希望します。

座長 それでは、最初に申し上げたように、今日の御議論を踏まえて、資料の2と3を修正していただき、その修文を各検討委員の方々にまた御相談をして、それで最終的に報告書の取りまとめをしたいと思っておりますので、検討会の会合としては、今日で終わりにしたいのですが、よろしいでしょうか。最終的な文章につきましては、私に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。もちろん、その前にもう一度御相談することを前提としてです。それでは、そのようにさせていただきます。一年間ということになりましたけれど、本当に皆さんお忙しいところ御出席いただきまして、また、毎回、実に活発に御議論いただいてありがとうございました。色々な御意見、共済団体に対する注文、それから役所に対する注文、色々出していただいたと思います、農林水産省の

方も、ぜひ真摯に受け止めていただきたいということと、共済団体の方もますます身を
引き締めて、農家の方々の期待に応えていただきたいということを申し上げて終わりに
したいと思います。川村経営局長がいらっしゃいましたので、一言ごあいさつをいただ
ければと思います。

川村経営局長 経営局長の川村でございます。この農業災害補償制度検討会、昨年の1
1月に立ち上げをいたしまして、ちょうど一年でございます。今回で第7回ということ
でございますけれども、この間、現地検討会もやっていただきましたし、また実務者検
討会を経て、再開をして今日に至ったわけでございます。この間、本当に委員の皆様方
にはお忙しい中にもかかわらず、熱心な御議論をいただいたところでございます。まさ
に新しい基本法の下で、農業経営における経営マインドの醸成、それから制度の効率的
・安定的な運営への改善ということで御議論いただいたわけでございます。ただ今、岸
座長の方で取りまとめましたように、最終的な報告書は、今日の議論も踏まえて、文書
等の整理をしていただくということでございます。私ども農林水産省といたしましては、
この検討会でいただいた御報告を十分に受け止めまして、この農業災害補償制度がより
よく、機能を発揮できるように、次の通常国会に改正法案を提出したいということで、
今作業を同時的に並行しておりますが、さらに、この最終報告をいただきまして、テン
ポを速めて間に合うようにやっていきたいと思っておりますし、また、実施がもう一年先の話
となりますので、予算の準備もしなくてはならないということでございます。こういう
会合としての検討会は本日が最後となりましたが、本当に長い間ありがとうございました。
また、その都度、全国の各地からおいでいただきました検討委員の皆様にも、改め
て御礼を申し上げたいと思っております。また、今後まだまだこの災害補償制度の充実等につ
きまして、我々努力をしなくてはならないわけでございますし、引き続き、皆様方から
色々な御意見なり御指導を賜りたいと思っております。さらに、我々、この農業災害補
償制度充実・発展させるために努力をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと
思います。本当にありがとうございました。

座長 それでは、これで閉会にしたいと思います。どうもありがとうございました。

(以 上)